

八 級保険料日額及び第三級保険料日額の変更に係る部分に限る)、第三十三条第一項、第三十九条、第三十四条第一項、第三十五条第一項(同項の計画に係る部分に限る)、第三十六条、第三十七条、第四十二条並びに第四十三条の二の命令等

九 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二十二条、第四号、第二十四条第一項第三号及び第二十五条第一項(同項の計画に係る部分に限る)の命令等

十 雇用保険法(昭和四十九年法律第百六号)第十条の四第一項、第十三条第一項及び第三項、第十八条第三項、第二十条第一項(同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る)及び第二項(同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る)、第二十二条の二(同条の厚生労働省令で定める事業及び厚生労働省令で定める者に係る部分に限る)、第二十二条第一項(同項の政令で定める基準に係る地域に係る部分を除く)、第二十五条第一項(同項の政令で定める基準に係る部分に限る)及び第三項、第二十六条第二項、第二十七条第一項(同項の政令で定める基準に係る部分に限る)及び第三十三条第二項(同法第三十七条の四項、第三十二条第三項(同法第三十七条の四項及び第四十条第四項において準用する場合を含む)、第三十三条第五項第三号、第三十八条第一項第二号、第三十九条第一項、第五十二条第二項(同法第五十五条第四項において準用する場合を含む)、第五十七条の三第三项、第三十七条の五第一項第三号、第三十八条第一項第二号、第三十九条第一項、第五十二条第二項(同法第五十五条第四項において準用する場合を含む)、第五十六条の三第三项(同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に係る部分及び同項第二号の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものに係る部分に限る)、第六十一条の四第一項(同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る)、第六十二条第一項(同項の厚生労働省令及び同項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により読み替えて適用する

同条第一項の厚生労働省令で定める日に係る部分に限る。) 及び第二項並びに第六十一条の八第一項(同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。)の命令等並びに同法の施行に関する重要事項に係る命令等。

十一 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項(同項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準に係る部分に限る。)、第七十四条第四項、第七十五条第四項、第七十六条第三項及び第七十九条第一項(指定訪問看護の取扱いに係る部分に限る。)の命令等。

十二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号及び第三号から第五号まで、第五条第二項、第三項及び第四項第二号、第六条第一項第二号(同法第九条の三第二項、第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項において準用する場合を含む。)及び第三項、第七条第二項及び第三項(同法第九条の四及び第十三条において準用する場合を含む。)、第八条第三項及び第四項(同法第九条の四及び第十四条第三項において準用する場合を含む。)、第九条第二項第一号、第九条の三第三項及び第四項第一号、第九条の五第二項、第四項、第五项及び第六項第一号、第十条、第十二条第三項、第十五条第三項第一号、第十六条の二第一項及び第二項、第十六条の五第一項及び第二項、第十六条の八第一項第二号(同法第十六条の九第一項において準用する場合を含む。)、第三項(同法第十六条の九第一項において準用する場合を含む。)及び第四項第一号(同法第十六条の九第一項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項第二号(同法第十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三項(同法第十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第三号(同法第二十条第一項において準用する場合を含む。)

用する場合を含む。）、第三項（同法第二十一条第一項において準用する場合を含む。）並びに第四項第一号（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十二条第一項第三号、第二十二条の二、第二十三条第一項から第三項まで、第二十五条第一項並びに第二十八条の命令等並びに同法の施行に関する重要事項に係る命令等、十四、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第十五条第一項の命令等

2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更是、次に掲げるものとする。

一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、一条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

附則
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。
(雇用保険法に係る意見公募手続を実施することを要しない命令等に関する特例)

第二条 雇用保険法附則第四条第二項の規定の適用がある場合における第四条第一項第十号の規定の適用については、同号中「の命令等」とあるのは、「並びに附則第五条第一項（同項の厚生労働大臣が指定する地域に係る部分を除く。）の命令等」とする。

3 雇用保険法附則第十条第二項の規定の適用がある場合における第四条第一項第十号の規定の適用については、同号中「の命令等」とあるのは、「並びに附則第十条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十七条第二項（同項の厚生労働省令で定める者に係る部分に限る。）の命令等」とする。

4 雇用保険法附則第十一条の二第一項の規定の適用がある場合における第四条第一項第十号の規定の適用については、同号中「の命令等」とあるのは、「並びに附則第十一条の二第一項（同項の厚生労働省令で定める者に係る部分に限る。）の命令等」とする。

附 則 (平成九年三月二八日政令第八四号) 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。
（行政手続法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第四条 平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合に対する第十三条の規定による改正後の行政手続法施行令第一条第三号の規定の適用については、同号中「国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員共済組合、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合連合会、国家公務員共済組合連合会」とする。
附 則 (平成一一年六月二三日政令第二〇四号) 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。
附 則 (平成一二年三月三一日政令第七一一号) 抄
（施行期日）
この政令は、農業災害補償法及び農林漁業信託基金法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。
附 則 (平成一二年七月一四日政令第三八四号) 抄
（施行期日）
この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成一四年一月一七日政令第四号) 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。
附 則 (平成一五年三月二四日政令第六四号) 抄
（施行期日）
この政令は、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。
附 則 (平成一五年三月二八日政令第九三号)
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

（施行期日）	附 則（平成二十八年三月三一日政令第一四〇号）抄	1 この政令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	附 則（平成二八年三月三一日政令第一四一号）抄	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
（施行期日）	附 則（平成二八年一月二八日政令第三三六一号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	附 則（平成二八年一二月七日政令第三七二号）抄	この政令は、平成二十八年一月二八日政令第三三六一号の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。
（施行期日）	附 則（平成二八年一二月二六日政令第三三九号）抄	（施行期日）この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。
（施行期日）	附 則（平成二九年三月三一日政令第一二九号）抄	（施行期日）この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
（施行期日）	附 則（平成二九年六月三〇日政令第一七六号）抄	（施行期日）この政令は、平成三十年一月一日から施行する。
（施行期日）	附 則（平成二九年七月二六日政令第二〇三号）抄	（施行期日）この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第四条第一項第十一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。
（施行期日）	附 則（平成三〇年五月三〇日政令第一七五号）抄	（施行期日）この政令は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十三年六月一日）から施行する。
（施行期日）	附 則（平成三〇年九月七日政令第二三五号）抄	（施行期日）この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第四条第一項第十一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。
（施行期日）	附 則（令和元年六月一四日政令第二七号）抄	（施行期日）この政令は、令和二年四月一日から施行する。
（施行期日）	附 則（令和元年一二月七日政令第一一一号）抄	（施行期日）この政令は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。
（施行期日）	附 則（令和二年三月三一日政令第一八号）抄	（施行期日）この政令は、令和二年四月一日から施行する。
（施行期日）	附 則（令和二年七月八日政令第二一九号）抄	（施行期日）この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。ただし、第九条中行政手続法施行令第四条第一項第十号の改正規定は、令和四年一月一日から施行する。
（施行期日）	附 則（令和三年八月二十五日政令第二三五号）抄	（施行期日）この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。
（施行期日）	附 則（令和四年一月一九日政令第二三三号）抄	（施行期日）この政令は、令和四年四月一日から施行する。
（施行期日）	附 則（令和四年三月三一日政令第一一七号）抄	（施行期日）この政令は、令和五年四月一日から施行する。
（施行期日）	附 則（令和五年一二月二七日政令第三七九号）抄	（施行期日）この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法施行令第三条の改正規定及び第三条中行政手続法施行令第四条第一項第十号の改正規定は、同年七月一日から施行する。
（施行期日）	附 則（令和六年一月三一日政令第二二一号）抄	（施行期日）この政令は、令和六年一月一日から施行する。
（施行期日）	附 則（令和六年五月一七日政令第一六号）抄	（施行期日）この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。
（施行期日）	附 則（令和六年五月一七日政令第一一八号）抄	（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。